

議員全員協議会会議録

(令和7年1月24日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和7年1月24日(金)
招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	嘉喜山 茂
議員	池田 栄次	議員	吉田 茂生
議員	少林 法子	議員	金繁 典子
議員	原田 達也	議員	中野 光博
議員	山下 正敏	議員	那須 芳人
議員	吉村 直城		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	主幹	小松 一恵
係長	山口 昌		

説明のため出席した者

町長	中村 維伯		
副町長	木原 荘二		
(総務課)			
課長	立花 慶司	主幹	上田 耕平
課長補佐	近平 高宜	主事	岡崎 龍輝
(企画財政課)			
課長	清水 雅人		
(保健福祉課)			
課長	中川 菊子	課長補佐	本多 拓哉
(商工観光課)			
課長	兵頭 重徳	課長補佐	蓮田 修平
課長補佐	脇田 弘樹		
(水産課)			
課長	濱 哲也		

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について(物価高騰重点支援給付金:低所得世帯支援枠分)
- 2 2025春らんまんプレミアム商品券事業について

- 3 ふるさと納税の状況について
- 4 旧御荘給食センター減額貸付けについて
- 5 町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

【議会協議】

- 1 四国土砂防災ネットワーク議員連盟について
- 2 その他

開 会	13時30分
閉 会	15時12分

○鷹野副議長 失礼いたします。定刻になりましたので、ただいまから、令和7年第1回の議員全員協議会を開会いたします。

まず最初に、議長、挨拶をお願いいたします。

○佐々木議長 皆さん、こんにちは。

今日は何かと忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今日の協議会は臨時会に係る議案の協議会でございます。慎重なる協議をよろしくをお願いいたしまして、招集の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○鷹野副議長 ありがとうございます。

続きまして、町長、挨拶をお願いいたします。

○中村町長 皆さん、こんにちは。

令和7年第1回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、佐々木議長には招集をいただき、また、何かと御多忙の中、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしく申し上げます。

初めに、議員各位にもお知らせしたところでありますが、議会の議決を経ずに行った財産取得の件につきましては、再発防止を図るため、原因を究明するなどの検証を行い、報告書として取りまとめたところであります。

さて、現在の物価高は多方面に影響を及ぼしておりますが、国においては、低所得世帯に給付金による支援を行うとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、物価高騰重点支援地方交付金が追加されたところであります。

本日報告いたします案件は、国の交付金が決定されたことを受け実施する事業など、5件の説明を担当課長からさせていただきます。さらに、国の交付金により実施を予定しております事業は緊急性があり、至急、支援の効果が生活者等に及ぶよう取り組む必要がありますので、早速、補正予算を編成し、できましたら来週27日に議会臨時会を開催させていただきたいと考えております。

また、今後の海業の取組について、議会臨時会閉会后に報告をさせていただきたいと考えておりますので、議員全員協議会の開催をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○鷹野副議長 ありがとうございます。

それではこれより先は、議長の進行によりよろしく申し上げます。

○佐々木議長 それでは、執行部の報告に移りたいと思います。

1の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（物価高騰重点支援給付金：低所得世帯支援枠）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課より、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（物価高騰重点支援給付金：低所得世帯支援枠分）について御説明いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯については、国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策として、国の令和6年度補正予算で重点支援地方交付金が成立し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等を対象とした重点支援地方交付金が創設されたことによるものです。

2の事業概要についてです。この事業は、物価高騰の影響が大きい低所得者（住民税非課税世帯）に対して、臨時的な給付措置として1世帯当たり3万円を、18歳以下の子供1人当たり2万円を加算給付するものです。

事業費については、全額国庫負担です。

申請期限は、令和7年5月30日の予定としています。

支給対象については、基準日が令和6年12月13日予定ですが、その時点において愛南町に住所があり、令和6年度住民税が非課税である世帯が対象となります。

給付額については、1世帯当たり一律3万円と、加算給付として18歳以下の子供1人当たり2万円です。

給付方法につきましては、基本的な取扱いは昨年度実施した7万円の給付金と同様に、確認書の返送を求めない形のプッシュ型での給付で、昨年度7万円の給付金の対象外の方については、確認書の往復による給付で行いたいと考えております。

3の総合計画との整合性については、施策1-5の「地域福祉」の推進の事務事業となります。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討については、国策の事業でありますので、比較検討はしておりません。

5の町民参加の有無とその内容については、国策の給付金でありますので、町民参加のほうはございません。

6の関係ある法令及び条例については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱になります。

7の事業費・財源措置については、1の総事業費についてですが、令和6年度住民税非課税世帯3,818世帯を想定し、給付金は1億1,454万円、こども加算470万円、事務費については164万2,000円を見込んでおり、事業総額として1億2,088万2,000円を計上します。財源措置については、全額国庫負担となります。

8の将来にわたるコスト計算については、全額国庫を活用しての臨時事業のため、将来的に発生するコストはないと考えております。

最後に、今後のスケジュールとしまして、対象者の精査を速やかに行い、3月上旬の通知を予定しております。

以上で、物価高騰重点支援給付金についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 この臨時特別給付金の申請期限が、7年の5月30日の予定となっておりますが、支払いは当然その後になると思えますけれども、大体でいいんですけれども、いつ頃振込ができるような形になるのでしょうか。分かる範囲で教えていただきたいんですが。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 通知のほうは3月上旬に通知を行いまして、1回目の振込は3月の下旬を予定しております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかに質疑がないようなので、1番を終わりたいと思います。

続きまして、2、2025春らんまんプレミアム商品券事業についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。2025春らんまんプレミアム商品券事業について説明をいたします。

資料2をお願いいたします。

まず、1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯です。

国の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策として、国の令和6年度補正予算で重点支援地方交付金が成立したため、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等を対象に、当交付金を活用し、プレミアム商品券事業を実施いたします。

続きまして、2の事業の概要についてです。

(1) 名称は、2025春らんまんプレミアム商品券事業です。

(2) 対象者は、令和6年12月13日において町内に住所を有する方で、国が支援する住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給対象者を除いた約6,100世帯を対象にしています。

(3) 1世帯当たりの配布枚数及び金額は、1枚500円券を30枚、計1万5,000円分の商品券で、内訳は、全店舗共通券が20枚、地域券が10枚です。

(4) 発行総額は、1世帯1冊、1万5,000円に6,100世帯を掛けまして、9,150万円の予定です。

(5) 実施のスケジュールは、配布を3月中旬から4月中旬にかけて行い、使用期間を4月中旬から6月中旬まで予定をしております。

3の総合計画との整合性ですが、施策3-3「商工業の振興」の事務事業として、地域経済の活性化を図るものです。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討です。

本事業は、重点支援地方交付金の国が示している推奨事業のメニューの中から、消費下支え等を通じた生活者支援に関する事業として実施をするものです。

5の町民参加の有無とその内容は、登録店舗がこの事業に参画をしております。

6の関係ある法令及び条例ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度の要綱に基づき事業を行います。

7の事業費・財源措置です。

(1) 総事業費9,790万円が1月の補正予算額です。積算の内訳は、①プレミアム商品券事業支援業務委託料が9,507万円、②郵便料が281万9,000円、③消耗品が1万1,000円です。

(2) 財源措置は、①国からの交付金が8,722万8,000円、②一般財源が1,067万2,000円です。

最後に、8の将来にわたるコスト計算ですが、本事業は期間限定のものであるため、将来に発生するコストはありません。

これから関係機関と調整を図りながら、実施に向けて準備をしております。

以上が、2025春らんまんプレミアム商品券事業についての説明です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

池田議員。

○池田議員 このプレミアム商品券の登録店舗数はどれぐらいあるか分かりますか。

○兵頭商工観光課長 今から募集を行うわけなんですけど、前回、同じような事業を行いまして、前回172業者で展開をしております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

鷹野副議長。

○鷹野副議長 業務委託ということは、前回同様、商工会というふうを考えてよろしいでしょうか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 はい、そのとおりです。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 商工会のほうに業務委託するというので、実際に町民に行き渡る商品券の額が9,150万円、商工会に支払うお金が、9,500万円ということで商工会の業務としては350万円程度ということですのでよろしいですね。プラス郵送料が280万円ということで、経費として630万円かかるということなんですけど、これまでもこういうやり方でされてきているんですが、現金給付ですとずっと安く、先ほどの非課税世帯等に関する臨時特別給付金などは経費160万円ほどの事務費でできているんですが、以前も同じ質問しましたけど、これは現金で給付ということができないのですか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 前回も同様の御質問いただいておりますけど、現金給付になりますと貯蓄であったりとか、地元の経済のほうにもちょっと循環しにくいということで、今回も同様の商品券事業をやらせてもらいたいということで提案をさせていただきました。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ただ、コロナの時期に比べて、やはり町民の生活は本当に厳しくなっています。年金増えない中で物価がどんどん上がり、今度も灯油とかガソリンが上がったことで、灯油なんて本当に女性たちから聞くんですね、1リットル当たり8円も上がって、使ったら1万円だったと。国民年金の方ですけど、本当に生活がいっぱいいっぱいという状況になってきているので、もちろん町の経済を回すということには、困っているのが当然、商品券にしなくても当然回っていくと私は思うんですけども。だからこの状況の変化に対応して、現金給付ということも今後は考えていただけたらと思うんですけど、どうでしょうか。まあ将来に向かってですけど。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 今の時点で私のほうからやりますというようなことを明言はできないんですけど、それも一つの方法であると認識はしております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 これ、保健福祉、さっきの低所得者の給付で、あれは申請が5月30日までとなっておりますよね、プッシュ型以外で急変したとことかいろんな。それとのダブリというのは、ダブったりするという懸念はないですか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 ダブリがないようにチェックをしながら、給付をいただいていないような方にこの事業を展開しますので、そういうことがないように努めてまいります。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

山下議員。

○山下議員 これ、使用期間が2か月ということで短いんですが、これまでのプレミアム商品券で、期間内に全部消費し切れなかった例とかはありますか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 当然、100%にはなりません。やっぱり忘れとったとかいうこともありますので、できるだけ2か月間の間に使っていただけるように周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

金繁議員。

○**金繁議員** それから、この給付の時期なんですけれども、先ほどの住民税非課税世帯等に対する給付金もそうなんです、この厳冬期、本当に燃料代とかが要って厳しいということなので、できるだけ早くしていただきたいんですけれども、3月中旬になるということで、もう少し早くできないものかという点が1点と、それから、ほかの自治体を見ますと、もう既に1月、2月とかで専決処分をしているところもあるんですけど、専決処分がいいとは言いませんが、ある程度見切り発車なのかもしれませんけど、早く出しているところもあるようです。その点について、愛南町として専決ではなく、そういうふうによくするということは可能性としてはなかったんでしょうか。

以上、2点、お願いします。

○**佐々木議長** 兵頭商工観光課長。

○**兵頭商工観光課長** 一見、私どものプレミアム商品券事業が少し遅いというようなお話なんですけど、偽造防止のために特殊な印刷をかけないけんので、それが2か月ぐらいかかるということとどうしても最短でもやるとこのぐらいの時期になるということで御理解していただけたらと思います。

以上です。

○**佐々木議長** 企画財政課長。

○**清水企画財政課長** 一応専決にしたのは、今までも数々のことで専決ということよりも臨時議会にするということを念頭に置いたわけですが、例えばこれ臨時議会にして、専決にしなかって早めることができたかというたら、さほど変わりがないと。やはりこのぐらいの時期になるんじゃないかと考えておりますので、他団体で先行しているところもそんなに早い給付ということにはならないと考えております。

以上です。

○**佐々木議長** ほかに質疑ありませんか。

山下議員。

○**山下議員** 先ほど、あまり2月で短いということを質問したんですけど、この2か月にした理由、何で半年にならないのかと、期間を。何で2か月にしてあるかと、その使用期間を。その点について。

○**佐々木議長** 企画財政課長。

○**清水企画財政課長** これは一応国の予算を使っていますので、繰越しはあるんですけども、その繰越しの精算の時期が、そんなに半年も精算の時期を延ばすことができないと考えたから、このような時期を設定しております。

以上です。

○**佐々木議長** よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**佐々木議長** ほかに質疑がないようなので、2番を終わりたいと思います。

続きまして、3番、ふるさと納税の状況について、執行部の説明を求めます。

兵頭商工観光課長。

○**兵頭商工観光課長** 続きまして、ふるさと納税の状況について説明をします。

資料3へお進みをお願いします。

1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯です。

令和6年度、愛南町ふるさと納税は12月末までの受入額が24億円となっており、当初の想定を超えて大幅に増加をしております。それに伴いまして、返礼品の調達や発送、事務経費等の費用も増加しており、増加分に対応するため予算措置が必要となっております。

2の事業の概要です。

(1)、寄附件数と寄附額の推移を示したグラフを御覧ください。今年度の寄附額を示す赤の棒グラフは、10月以降、2.6倍から2.7倍で推移し、12月は単月で過去最高となる11万9,583件、寄附額13億3,428万円となりました。4月から12月までの実績は、グラフ左上の黄色の枠内の表示のとおり、寄附件数が23万5,112件、寄附額24億8,079万円となっております。

寄附額が増加した要因としましては、年間を通じて返礼品ラインナップの増加やポータルサイトの拡充を行ったことに加えまして、年末にかけて実施しましたクラウドファンディングや一部の返礼品の寄附額を引き上げたことが効果を上げたと考えております。人気の返礼品は、かんきつ、カツオのたたき、愛南ゴールド真鯛、モンブランなどで、今年度は特に水産加工品がシェアを伸ばしております。

今年度の到達予想は、グラフ中央の上の赤枠を御覧ください。寄附件数26万件、寄附額27億3,400万円を想定しております。

3の総合計画との整合性は、政策3、活力ある産業を育てるまちづくりとして、地域資源の有効活用を図るものです。

4の参考とした他の自治体の類似する政策の比較検討ですが、ふるさと納税受入額上位自治体の取組を参考としております。

5の町民参加の有無とその内容ですが、ふるさと納税返礼品等協力事業者との協力で事業を進めております。

6の関係法令は、平成31年総務省告示179号です。

7の事業費・財源措置は、(1)総事業費として、①歳入で8億円、②歳出で3億1,325万5,000円を増額しております。事業費の主な積算内容は、アからエのとおりです。

(2)財源措置は、全額、ふるさと寄附金を充当します。

最後に、8の将来にわたるコストは、単年度で事業を完了するため、ありません。

以上が、ふるさと納税の状況についての説明です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

少林議員。

○少林議員 大変な伸び率なんですけど、楽天等でクラウドファンディングを見せていただいたんですが、クラウドファンディングによる額はどのぐらいなのか教えてください。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 楽天も含めまして、ほかのポータルサイトでも同様にクラウドファンディングを展開いたしました。9月2日から12月25日まで実施をしまして、約13億8,000万円の寄附が集まりました。これは全体の55.6%を占める結果となっております。これで金額的な引上げもあったと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

原田議員。

○原田議員 今年度、愛南町も約27億円にいきそうなのということなんですけど、これ、ここの4番で他の自治体が出ていますよね。例えば都城、泉佐野、そして別海町ですか、こういうところもかなりの、100億円を超えるような額が集まっていると思うんですよ。愛南町もかなり頑張っておるんですけど、そういった自治体とどこが一体違うんですかね、この寄附金の額というのは。ちょっとそこら辺りを説明してください。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 今、言われました3自治体等については150億円を超える規模ですので、私どもの約10倍の規模感で動いておりますので、そこはもう歴史とか、かけとるコストとかも全く違いますので、その辺は一概にちょっと違いは示せないんですが、できるだけその中の、愛南町でも展開できる部分を吸収して、少しながらでも取り入れて今、展開しているところでは。

以上です。

○佐々木議長 原田議員。

○原田議員 今まで愛南町はこの寄附額、県下でたしか3番目やったと思ったんですよ。この27億円達成したら県下で何番目ぐらいになります、予想。ほかの自治体、分かりませんか。順位。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 まだはっきり分からないんですけど、昨年と同様、3番か4番ぐらいかなと。この前、新聞報道で、八幡浜市さんが30億円超えますので、愛媛県下においてもやっぱり地域間競争ですので、もうそういう状況になっていきますので、できるだけ頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 これ、令和6年12月実績で24億8,000万円強が寄附額です。それから諸経費を引いた額というのはどれぐらい。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 約4割弱がまちの財源になるかなと、4割弱です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 昨年からアマゾンが参入しているわけなんですけど、アマゾンには登録しとるんでしょうか、愛南町は。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 いち早くアマゾンさんにも参画をしまして、アマゾンさんの即日出荷対応にもできるように、物もお送りして対応しております。

以上です。

○佐々木議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 その効果ってどの程度。金額ベースにして。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 何種類か商品を出しておるわけなんですけど、2,000ケース、カツオのたたきでは出ておりますので、12月の中旬からスタートしたわけなんですけど、その中では上位に食い込んでおると思っております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 お疲れさまです、たくさん伸ばしていただいて。かんきつが一番、金額的に多いと以前聞いたんですけど、今年かんきつの実のなりが悪くて、相当収穫量が落ちている、半分以下という話もあるみたいなんですけど、これについて、まあほかのところもよくないようですけども、これについてはどのようにお考えですかということ、それから物品、物以外の寄附の伸びと今後の展望についてお聞かせください。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 今年度、かんきつがないということで大変心配しておったんですけど、実際、

開けてみると思いのほか出てくるんだなというのが実感です。

それと、物以外のサービスについても、今、渡船券とか釣りの乗船券とかも展開しております。それからあと飲食とか、それから旅行の関係の分の旅行券とかも今から取り組んでいきたいと考えております。シェア的にはまだまだなんですけど、その部分も伸ばしていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 素朴な疑問なんですけど、町内の農家さんと話すと、本当に悲惨な状況だと聞かれますが、その出てくるかんきつというのは町内産ですか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 いろいろな取扱い商品の基準がございまして、全て愛南町の商品でなければいけないという基準の分以外のもものもありますので、そちらのほうも総務省の許可をいただきながら展開をして、寄附金額を伸ばすように努めております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、3番を終わりたいと思います。

続きまして、4番、旧御荘給食センター減額貸付けについてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。旧御荘給食センター減額貸付けについて説明をします。

初めに、1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、愛南町廃止施設の利活用のための基本方針に基づき、昨年11月に公募型プロポーザルにより利用者募集を行い、応募が1者ありました。先月25日に審査会を行い、貸付者を有限会社ハマスイに特定しております。また、有限会社ハマスイより減額貸付けの申請がありましたので、貸付料の減額貸付けを行いたいと考えており、減額貸付けの期間は令和7年2月1日から令和9年3月31日までを予定しております。

次に、2の事業の概要についてですが、位置図の黄色で囲っています範囲が当該施設となり、所在地は御荘和口174番地ほか6筆、種別は宅地、面積は7筆の合計で2,446.12平米であります。

2ページ、建物の種別は鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、面積は3棟で計1,091平米であります。借受者の概要は、名称は有限会社ハマスイ、所在地は愛南町深浦240番地、代表者は濱田嘉之、事業の概要及び目的は、ふるさと納税返礼品の生産拡大のため、旧御荘給食センターの改修工事と設備導入を行い、カツオのたたきと愛南ゴールド真鯛の加工を行うものです。

貸付料の算定についてですが、旧御荘給食センターの貸付価格は年額356万9,000円となりますが、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、貸付料の減額算定をしております。

該当事由は、「愛南町に住所を有する法人、個人が、今後の事業拡大や、新しい雇用が見込める場合」、減額貸付算定は条例で定める適正な価格の5分の2、減額貸付価格は年142万7,600円であります。

3の総合計画との整合性から、7の財源措置は記載のとおりです。

8の将来にわたるコスト計算ですが、町が直さなければならない事案が発生した際に費用負担が生じる場合があります。

以上で説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これ、昨年8月に出されてきた事案だと思いますが、そのときに一般質問でもさせていただいたんですが、将来にわたるコスト計算について、電気設備・浄化槽等の補修工事費、それから設備保守料等を町が支出するという見込みの説明でした。一般質問のほうで、町の公共施設を貸し出す場合に、ある事業者に対してはこれを負担してもらったり、ある事業者に対しては免除していたりということで、その基準がないということ指摘して、基準をつくってくださいということ提案していたんですけれども、その基準についてはどうなったのかという点と、それから、この旧御荘給食センターについて、前回提出されたときの支出のコスト、先ほど言いました①、②に関してどうすることになったのか、今日の説明の中で、将来にわたるコスト計算は、修理の必要が出たら出しますと、漠然とした記述になっているんですけれども、前回の説明と具体的に何が変わったのかお答えください。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 金繁議員が言われました8月の説明時点と、今回変更が行われた部分について、まず回答させていただきます。大きな基準といたしましては、遊休施設の貸付けに関しましては、現状の状態で貸付けをしていくこととなりました。コストのところになるんですけれども、今回のケース、先ほど申しましたように現状のままという貸付けになりますので、借受けをされる方が、必要になります改修工事、修繕を行うこととなります。全て借受方の負担で行っていくところが今後の基準となります。

それと、今後のコスト計算のところでの対応なんですけれども、一応、契約書の中では物件保全義務等を明記しております。現状のところではいきますと、構造上重要な箇所を除き、町は修繕義務を負担しないという形で契約書の中にはうたっております。調べてみますと、ここの運用につきましては各自治体の判断ということになっております。ある自治体では全額借受者側が修繕を行う、ある自治体では全額自治体が修繕を行うというところがございます。愛南町においてということなんです、先ほど契約書の中でこういう形で明記をしているという御説明をさせていただきました。

施設の有効活用指針に基づいて、遊休施設は使っていただくことが有益だというふうに整理をしておりますので、明確な基準等につきましては今後の課題というふうに受け止めておりますので、状況を整理しながら適正な基準を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。基準については課題ということで、まだつくっていないということですね。じゃあ現在も、ある事業者に対しては負担を願ひ、ある事業者に対しては負担を免除しているという、不公平な状態が続いているんですけれども、この不公平状態をいつどのように解消するのかということ真剣に考えないといけないんですけれども、基準をつくと同時に、今の不公平の解消をどのようにお考えか。事業者にもしっかり説明して、解消していかないといけないんですけれども、もう一度その辺ちょっと踏み込んでお答えください。

それから、現状で貸付けするという事なんです、じゃあ返していただくときは原状回復して返していただくということが民法上は常識なんですけど、そういうことでよろしいのでしょうか。そういうことも契約書には書いてあるかとは思いますが、これね、議会に出すのであり、相手方はハマスイさんであることは、もうここでも議会に明らかにしているので、やっぱり契約書も資料として添付すべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

もう一つ、これ総務課が担当になるんですかね、説明していらっしゃいますけれども、ちょ

っと気になるのはこの5番目、町民参加の有無とその内容であるんですけど、町民参加ありますと。その内容は施設使用事業者って書いてあるんですけど、やっぱりこれ、借りる人かそれとも貸す人かと考えたときに、これ公共の財産ですよ。町民の財産なので、フロー的にもやはり町民の財産として、町民の意思をしっかりと聞いて進めるというのが基本だと思います。だから、町民参加の有無の対象というのは、施設を借りる人ではなく、町民一般だと思うんですけども、まあ今回はちゃんとオープンに貸付けのことを告知して、申し込んでいただいているのでそれはクリアしていると思うんですが、一方で水産関係の事業者とか組合とかと話をされたのか。例えば、もっといいアイデアがあるよとかいうことがあるかもしれないので、やっぱり水産業者の皆さんとの話し合いはされたのかという、以上3点、もう一度お願いします。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 大きく3点、御質問を頂きました。公平性がというところでのまず御質問についてお答えさせていただきます。

一応、町が修繕したケース、事業者が負担したケース、施設の形態ごとでそれぞれ違っております。ただし、先ほど申しましたように施設の構造上、重要な箇所は町が修繕というところで、大きく疑念を抱くような修繕は行っていないというふうには捉えているんですけども、より明確な修繕基準が設けられればそれにこしたことはないというふうに考えておりますので、先ほどお答えさせていただいた課題と捉えている状況です。

それと、契約書の添付というところがございますが、今回、議案として減額貸付けを考えております。現時点で契約はちょっとまだ結べておりませんので、契約書のほうはちょっとまだ締結をしていないということで御理解をいただければというふうに思います。

それと、今回の資料の5番の、町民参加の有無の点についても御質問いただきましたけれども、今回募集を行ったところ、事業者が決定しましたので、一応事業者という意味合いであるというふうに記載をさせていただいておりますが、金繁議員が言われましたように、町のほうで1か月間公募を募っておりますので、全体的には個人あるいは事業者に公募を行ったというところで、ちょっと記載の背景は御理解をいただければというふうに思います。

それと、施設を貸し出す際について水産関係者と協議を行ったかというところなんですけれども、財産を管理しております総務課のほうでは協議は行っておりません。旧御荘給食センターの貸付けを、一般的にどの業種に限った形で公募を行うということで募集を募っておりますので、特定の事業者と有効活用というところは、協議・検討した経緯は総務課のほうではございません。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。契約書はまだ締結していないということなんですけど、でしたら将来にわたるコスト計算、こういう漠然とした書き方ではなくて、先ほど総務課長がはっきりと言われたように、現在明らかになっているコストを具体的に書いてくださいということはお願ひできますか。原状回復して返還するとか、そういう定めになっているかどうか。先ほど説明していただいたようなことが、もう内部的に決まっているのであれば、こういうので貸そうとしていますということをより明確にさせていただけたらと思います。お願いします。

もう一点、水産業者さんたちとは、総務課としては協議していないということで、もちろんそうなんですけど、じゃあ水産課も入れてこの話を進めてきたのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

貸付けに関して、水産課を交えて協議をしてきたのかという御質問だったかと思ひますけれ

ども、水産課と総務課のほうで、先ほど申しましたように業種を絞った形で貸付けというのは考えておりませんでしたので、総務課のほうで水産課と具体的な協議を行った上での募集は行っておりません。あくまで旧御荘給食センターを使いたいという形で公募を募りましたので、そういった総務課と水産課のほうでの事前協議は行っておりません。

(発言する者あり)

○立花総務課長 申し訳ございません、私のちょっと記憶が漏れておりました。仮にこの公募を募っていくという形の中で、協議をする中では、水産課のほうとの協議は行った経緯がございます。申し訳ございませんでした。

○佐々木議長 木原副町長。

○木原副町長 今、総務課長のほうで申し上げましたが、実はかんきつ加工場の、白紙にするという決断というか方向性を持つときに、商工観光課、そして水産課、農林課、総務課、企画財政課、理事者で、今後、水産の加工施設として使う可能性も出てきたということで、皆さんで協議を持って、一応白紙撤回をして新たな方向を考えていこうというようなことを決めるときには、水産課も入っておりました。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 繰り返しの質問かもしれませんが、貸付けの改修の条件で、構造上重要な箇所の改修は町が行う。今回は構造上重要な箇所の改修の必要は今のところ認められていないということでしょうか。

それと、この前に説明がありました浄化槽設備の改修というのはもう業者さんが、借りた業者さんが実施するというので。

それともう一つ、新規雇用の見込みはあるのでしょうか。その点お願いします。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 構造上重要な箇所の修繕はというところでございますが、8月時点では、施設を貸し出す上では、構造上必要な箇所の修繕、浄化槽等の改修が必要というふうに考えて御説明をさせていただきましたが、一度白紙で協議をさせていただきました、貸し付ける際には現状の施設の状況で公募を行う。その後、運用上で、例えば屋根に雨漏りが生じてきたとかというところを想定した上での貸出しなどを考えております。

それと、浄化槽の修繕等の必要性につきましては、業者負担で行うこととしております。それと、新規雇用のところになりますけれども、計画提出時点では令和7年度におきまして、正社員・パート職員を含めまして計12名の雇用を新たに見込んでいくという説明を受けております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

少林議員。

○少林議員 少し毛色の違うことなんですけど、他の市では、この中に、例えば備品であったりいろんな設備があると思うんですけど、そういうときに市民を入れて、何ていうか即売会のようなものをして、そのお金も町に入れたりするんですけど、そういうことはしたりされませんか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 現状の給食センターにつきましては業務用の物品が幾つかあったのを確認はしております。今回の貸付けに当たりましては、その処分費用も業者負担で全額していただくことで貸し付けるような内容で審査をしております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 あるものは全部処分するんですか、その業者に任せちゃうんですか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 現状ではそのような話を貸付業者とさせていただいております。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 かなり古いので、どれだけ価値のある物があるか分からないんですけど、やはり使える物とか、町民とか公民館で使いたいという人もいると思うんですね。なので、それを全部業者に任せるとするのは、ちょっと町民に対していけないんじゃないかと思うんですけど。しっかりとそれはリストアップして、公表して、公民館なりで使いたい方、婦人会とかで使いたい、あるかもしれないので、それを。手間ですけど、やっぱり一つ一つは財産なので町民の、するべきではないでしょうか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 旧御荘給食センターにある物品になるんですけども、一般調理室等で利用できるような物品は現在保管をしております。現在、業務用で行います機器等があります。なかなか一般家庭とか、公共施設での調理室で使うような機器は正直ないような状況なんですけれども、今頂きました意見、先ほども回答させていただきましたが、業者が処分というところで話はしているんですけども、場合によっては業者とキャッチボールをする中で、スケジュール的にもし間に合うようであれば、一般の売却でありますとかということでは考えていきたいというふうに思っております。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 本会議で言ってもいいんですけど、間に合うようであれば云々じゃなくて、やっぱり原則、これは町民の財産ですよ。きっちりとリストアップして、公表しないといけないんじゃないですかね。学校の廃校施設もそうなんですけど、リストアップしますと約束はしてくれているんですが、いまだにリストアップして、欲しい方を募ったという実績がない。これ愛南町、全然やらないんですけどね。これ昔から、というか何年も前から、ほかの同僚議員さんも指摘していることで、使えるものがあるはずだから、で、競売にかけている自治体もたくさんあります。もう公共バスの切符入れのバッグまでヤフーオークションに出している自治体だってあるぐらい、一生懸命やっていますよ、みんな。だから、そんな大盤振る舞いじゃなくて、やはり原則に戻って、これは町民の財産ですから、1円でもやはりしっかりと管理をしていただきたいです。もう最初から業者さんに丸投げでは許されないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 ちょっと、休憩。

○佐々木議長 暫時休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかに質疑がないようなので、4番を終わりたいと思います。

続きまして、5番、町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について、説明します。

まず、1の改正概要についてですが、今回の条例改正の概要は、平成27年度から令和6年

度の間に行った5件の財産取得について、議会の議決を経ずに行った責任を明らかにするため、町長及び副町長の給与について、令和7年2月の1か月間の給与について10分の1の減額を行うものです。

2の事案に対する対応についてですが、愛南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の財産取得の場合は、議会の議決を経なければなりません。本事案について、下の表に示す対応により、今後の再発防止対策に努めてまいりますこととしております。

以上で、説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 このようなしっかりとした報告を受けるのはあまり記憶にないので、きっちりと報告していただいております。よかったです。

ただその内容なんですけれども、町長、副町長の2月の給与10%減額ということで、7万、8万円の減額になるかと思うんですが、それはいいとして、職員の処分の決定が1月13日なんですけど、その後、16日に懲戒処分の基準に関する要綱の制定をしたということなんです。これ私、一般質問でこの前、12月に、懲戒処分の基準が曖昧なので改正したらどうですかという提案をさせていただいて、検討する、前向きに答えていただいていたかと思うんですけど、もしそれに対応して改善していただいたのであれば、処分を決定する前に要綱決定して、要綱に基づいて処分するのが筋だと思うんですけど、なぜ先に処分をして、その後に要綱を決定されているんでしょうか。

(発言する者あり)

○金繁議員 あっ、失礼しました。制定は6日にしたんですね。事務連絡が16日と。失礼いたしました。

じゃあこの改正した要綱の制定の内容なんですけれども、要綱なのでホームページのほうにアップされているかどうか分からないんですけど、アップされていますかね。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

要綱ですので、ホームページのほうにはアップはしておりません。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 訓令とか要綱は、愛南町はホームページにアップしないと、これまでも私、何回か言われてきているんですが、ほかのまちは訓令でも要綱でもホームページにアップしているところ多いです。松前町もそうだったかと思うんですが、やはり行政の職員の方、全ての職務は法令に基づいて、規則に基づいて行われるべき、というか行わなければならないので、やはり職員の方がどういうものに基づいてしているのかというのは当然、町民も知ることができるようにしておくべきだと思います。こういうものがあると知らない人がほとんどで、あると知った後に見ようと思っても、情報公開請求しないと見られないという状況です。そうじゃなくてやはり最初からホームページにアップして、見える情報にさせていただきたいと、もっとオープンに透明性を高めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 技術的にはできると思います。この時点での御回答にはなってしまうんですが、量的なものも含めて経費がちょっとどの程度かかるのかということも改めて集約してみて、結果を、いつのタイミングになるか分かりませんが報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかに質疑がないようなので、5番、以上、協議事項を終わりたいと思います。
執行部退席を……。

○吉村議員 議長、ちょっと、執行部帰る前に。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 今朝の新聞で、一面をにぎわしたのは太陽光以来やと思うんやけども、実は問合せがあったんやけども、全く分かりませんということで、分かる範囲で、せっかく今日の機会やけん、教えてもらえんやろか。

○佐々木議長 水産課長、呼ばんでいいかね。

○吉村議員 いやいや、水産課長やなくてもいいよ。本来やったら俺、今日、最初に説明あるかと思ったんよ。

○佐々木議長 暫時休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村議員、先ほどの質問。

吉村議員。

○吉村議員 今日新聞で知って問合せがあったけど、分からんということで、実は回答せなんだんやけど、今ちょっと聞いたら、前に委員会か協議会で、前にあった言うけども、ちょっと自分がほら入院したりどうのこうのがあったんで、聞き漏らしたけんよう言わなんだかもしれんけども、新聞で今日知ったんで。たまたま問合せがあったんで、分かる範囲で構わんけん、ちょっとついでに。

○佐々木議長 濱水産課長。

○濱水産課長 では申し上げます。

まず、今日の新聞に県産スマの養殖窮地という記事ですけども、この新聞での、マスコミを絡めたアナウンスというのはこれが初めてではなくて、まず今年の3月に極洋フィードワンマリンという、極洋とフィード・ワン、いわゆる配合会社、飼料会社が併せて、これまでマグロの卵からつくる完全養殖マグロも撤退を表明しました。それで、極洋フィード・ワンが解散しまして、キョクヨーマリン愛南という会社がこの4月に誕生しました。その新しい会社はスマに特化した会社で、それをこの4月からスマだけをやることで始動したわけなんですけれども、これまで過去に、このスマというのが、平成27年から県内で試験養殖を始めまして、これまで愛南町も県と共に補助を投入して、その県産スマを推奨してきたわけなんですけれども、この単体になったこのキョクヨーマリン愛南も、先般の9月27日の愛媛新聞の報道で、生産最大大手撤退という新聞記事がそのときにも掲載されております。

この9月にキョクヨーが完全にもうスマからも手を引くということになりまして、今回、このタイミングでの新聞報道というのは、少しタイミング的にはちょっとずれてはいるんですけども、昨年の秋のときにその表明がありまして、今回、新聞の第1面に載りましたので、このように大打撃というふうな字句が躍っておりますけれども、9月27日の愛媛新聞でまずはその報道がされているところです。

以上です。

○佐々木議長 質疑ありませんか。吉村議員、いいですか。

ほかに質疑ある方、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないですね。ありがとうございました。

執行部の退席をお願いします。

(執行部退席)

○佐々木議長 ここで暫時休憩します。10分間休憩します。50分から再開します。

(嘉喜山茂議員 退席)

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告があります。

嘉喜山議員がちょっと体調不良のため、早退をしております。報告をいたしておきます。

それでは、議会協議に移りたいと思います。

まず1番の四国土砂防災ネットワーク議員連盟について、12月開催の愛媛県町村議会議長会において、議連の会長であります徳島県三好市議会がお越しになり、議連加入の案内説明があり、議長会全町での加入決定をしましたので御報告をしておきます。

それでは次に、2番、その他。加入する手続をします。

はい。

○金繁議員 議会として加入したんですか。

○佐々木議長 議会として。

○金繁議員 それって議員に諮らなくていいんですか。

○佐々木議長 議長会で決定したので、ほんでもうそれはもう、各町議員に諮っていないと思います。

○金繁議員 でもそれ議長会で決めていいことなんですかね。やっぱり議会は合議体なので、これって議会の議員の意見の総意として決めないといけないんじゃないですかね。

○佐々木議長 添付のパンフレットを見てもらったら分かるとおりなんですけど、愛媛県の町村議会議長会のほうでは、過去、加入が物すごく少なかったんですよ。高知県が結構多いんで、高知県が25、ちょっとパンフレット見てください、添付のね。愛媛県が6市町村。少ないんで。まあ愛南町は海に面して、津波とか地震で、結構、津波の被害は多いんですけど、高知県とか山間部が多いところは、地震が起きたら当然、土砂災害、豪雨とかああいうので土砂災害が発生する可能性があるということで、もう過去、結構前からこの土砂防災ネットワークというのをつくっているそうです。私が議長になる前に、以前の議長さんらも恐らく御存じやろうと思いますけど。

ほんで、ここで決を採って、議員の間で決を採ってもらって、加入するかどうかいうのを決めてもらうでも結構です。

はい。

○金繁議員 ありがとうございます。決を採っていただいてもいいんですけど、もう私たち4月に選挙なんで、新しい議員さんらに決を採ってもらったらいいんじゃないですかね。どうでしょう。

○佐々木議長 一応入るという前提で、一応そういうふうには決定はしたんですけど、今度の議長会ありますので、19日に、まだすぐに入るようなあれではないので、まだ判こも押していないし、申込みもしていないしで。まあ新しい体制になって、申込みしますというような形で言うときましようか。

○金繁議員 はい。

○佐々木議長 それでいいですか。

○金繁議員 皆さんよろしければそれでいいです。

○佐々木議長 それでいいですかね。

○吉村議員 みんなに諮ったら。1人の意見だけじゃ……。

○佐々木議長 みんなの意見で、金繁議員だけの意見じゃなしに、それでいいですか。

原田議員。

○原田議員 これ、どっちにしても入らんといけんと思うんですよこれは。だったらもう、今の時点で決めてもええと思うけどな。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 どっちにしても入らんといけんと考えるかどうか、やっぱり議員の意見を聞いたほうがいいと思うんですよ。議会として入るのか、議員個人として入るというオプションもあると思うので、もう私たちあと3か月なので、2か月ちょっとか、3か月なので、ぜひ新しい議員さんたちにフレッシュな考えで決めていただけたらと私は思います。個人として入りたい人もいるし、議会として……。

○佐々木議長 これは原則的に個人では入れませんので。

○金繁議員 ああ、そうですか。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 金繁議員の言いよる意見もあれなんやけども、これ新しい議員かこうで言いよったら、先送り先送りになって、例えばの話、前の、今度、後で議運で協議せないけんけども、あれらも新しに新しに言いよったら、どんどんどんどんそがいになっていくんやないの。だから今の我々の中でどうするか、みんな意見聞いてから、それで決めたらいい。それやったらそれで。

○佐々木議長 そしたら1人ずつ聞いていきましようか。

○吉村議員 それか、新体制で決めるのか。それも含めて。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 今、吉村議員言ったとおりで、別にここで決めていけばいいと思います。

○佐々木議長 じゃあ1人ずつ意見を聞いていきます。

○鷹野副議長 もう全体で諮ったらええ。

○吉田議員 それまでにすみません、愛媛県内の市町村も、もうこれは議長会で準ずるということですよ。

○佐々木議長 そうです。

○鷹野副議長 市もそうなの。

○佐々木議長 町だけ。

池田議員。

○池田議員 そしたら他の町村も足並みそろえて加入ということで、もう決まっとるいうたらあれなんやけど、そういう意向なんですか。

○佐々木議長 事務局長。

○本多事務局長 県下の状況なんですけども、先ほど議長のほうから報告あったとおり、全員協議会の中で加入するという事で決定はしたんですが、県下の町の中には、この土砂防災の指定地区がないところもありますので、その町については恐らく加入しないと思われま。

以上です。

○佐々木議長 松前とかね。まあ松山市内でこの間、お城で土砂があつたけど、松山市も入っていない。

金繁議員。

○金繁議員 すみません、じゃあ挙手で決めていただくということで、その前にこれ、連盟に入るメリットとデメリットを一言ずつ説明をお願いします。

○佐々木議長 メリット・デメリット、なかなか難しいけど、まあこのパンフレットに書いておるとおりだと思います。活動内容ね、一番最初のほうに書いておると思うんですけど、この活動内容、ここに、これをちょっと目を通してもらうたら分かるんですが、(1)の国会並びに関係機関等への要望活動、(2)の会員間・関係機関等との情報・意見交換、(3)土砂防災に関する調査と研究、(4)未加入市町村議会への加入要請活動、(5)その他本連盟の目的を

達成するために必要な活動。そういう感じです。

金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。それで、加盟したら国会などへの要望活動も入ってくるんですけど、なのでまた議長も忙しくなるんですが、その内容として、例えば砂防ダムとか、ダム、防潮堤とか、いろんな従来の土木的なことを充実してくださいというのは当然入ってくると思うんですけど、一方で、今、グリーンダムといいまして、田んぼを維持することによってダムの機能を充実させるとか、森林を維持すること、管理・維持ししっかりすることによってダム機能を強化するというエコ的なグリーンダムという考え方もあって、まだまだこれ進んでいないんですけども、こっちのほうも入ってくるって考えていいんでしょうか。

○佐々木議長 いや、私が聞いている範囲内では、各、山があるところは土砂崩れの危険がある地区が物すごいあるんですよ。それで、そういう地区には恐らく新しい家は建たんと思うんですよ、建築法の関係から。そういうところを改善していこうというのが、大体の趣旨なんですよ。愛南町、物すごいありますよ。まだ手つかずのところもいっぱいあります。そういうところに、下に家がいっぱい建っているところ。そういうところを徐々に防災、工事をしていこうというのが、工事、まあいうたら土砂崩れが起きても大丈夫のようなことをやっていこうというのが大体あれなんです。ほんで松山でこの間事故があったでしょう。松山市で。

(発言する者あり)

○佐々木議長 まあ、ああいうのもきっかけの一つなんですよ。

はい。

○少林議員 今言われたのは、砂防ダムのことばかり言われよったけど、ここの……。

○佐々木議長 砂防ダムは私は言うてないですよ。

○少林議員 砂防、工事系のことを言われた。違う、違う。ここの最初の文章に。

○佐々木議長 砂防ダムは一切言うてない。

○少林議員 文章に、いいですか、環境保全や森林保全に努めて、災害から住民の生命や財産を守るとかいうことも書いているから、そういうのも含めてと考えていいですよ。

○佐々木議長 そうそうそう、これをよく読んでください。

それで決を採っていいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、これに加入してもよいと思う人は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○佐々木議長 挙手多数であります。

よって、加入することに決定しました。よろしくをお願いいたします。

続きまして、2のその他、愛南町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則の改正に鑑み、議会より改正案が示されましたので、本町議会においても同様に改正を行うものです。

簡単に内容を説明しますと、マイナンバーカードと健康保険証の一本化によりまして、諸手続の際に必要とされております本人確認書類の中から、健康保険証等の文言を削るといったような内容となっております。

以上です。

○佐々木議長 これに関して質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 国のほうがマイナンバーカードは強制ではないと、保険証も残すと言っていたんです

けれども、にわかに健康保険証をなくして、マイナ保険に移行するということができていない町民もかなり多いと思います。これ、本人確認の書類とすることができなくなるということなんですけれども、これ町の条例から外すというのは、しないといけないんでしょうか。まだ保険証がなくなるかどうか、先のことが見えない中で、マイナンバーと合体しない場合に、今削ってしまって大丈夫なのかなという疑問があるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 健康保険証に替わりまして、今後は資格確認書ということになりますので、今回は、本人確認書類の中には、健康保険者証以外にも運転免許証であるとか個人番号カード等もありますので、そういった顔写真付の本人確認書類も利用できるということで、今回は消させていただきます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかに質疑がないようなので、(1)を終わります。

(2)委員会等の放送について。

12月定例議会において請願採択されました委員会等の放送については、具体的な方法等の協議が必要になりますので、議会運営委員会に諮問したいと思います。報告をしておきます。委員長、よろしくお願いたします。よろしいですか。この件に関してはいいですかね。よろしいですか。

(3)議会だより各要領案についてを議題とします。議会だより各要領案につきましては、12月定例会において、議会だより発行準備特別委員会により報告のありました案のとおり確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局、説明ありますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明いたします。

これに関しまして、今現在、議会広報特別委員会のほうで、3月1日の発行を目指して鋭意、編集作業を行っているところなんです。2月号に掲載される予定の、12月定例議会の一般質問と委員会報告につきましては、先ほど御説明しました3月に発行される予定のあいなん議会だよりの創刊号のほうに掲載されますので、2月号には一般質問と委員会報告は掲載されませんので、その点についてよろしくお願をいたします。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。この件に関して何か質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、(3)を終わりたいと思います。

(4)その他。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。

L o G oチャットの運用について、1点説明をさせていただきます。

今現在、スマホとタブレットの両方で、L o G oチャットを確認できるようにしております。ですので、議会、委員会等の通知、またその他のお知らせ等につきましては、全てL o G oチャットでの通知に統一させていただきたいというふうに考えております。なので今後は携帯メール等への通知はしないということで御了解をいただきたいと思います。

なお、明日の予定というメールも、前日に流させていただいておりますけれども、それにつきましても、もちろん流さないことになります。

その代わりなんです、ちょっと今から準備をします、暫時休憩をお願いいたします。

○佐々木議長 暫時休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から説明がありましたが、何か質問ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 LOGOチャットじゃなくてタブレット自体についてなんですけど、前にお願いしていたというか提案していた、キーボード、会議中にメモが取れるようになるという点については、その後いかがでしょうか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 それにつきましては検討中です。実際、キーボードを今度、業者のほうから何点か取り寄せてみまして、ちょっと先に事務局のほうで操作性とかを確認して、実をいうとこれが、金額によりまして、全員に支給できるのか、もしくは実際その機能を使うことが多い、例えば広報特別委員会とか、そういったところにさせていただくのかという辺りも含めて、今ちょっと検討しておりますので、またすみませんがその結果を待って、また報告させていただきます。

以上です。

○鷹野副議長 あと、ペンシルはどうですか。ペンシルはあったほうが、今日なんかもう、ちょっと書きたいときにあれなんやけど。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 実をいうとペンシルは結構しますので、今回は導入しておりません。もしよろしかったら、スタイラスペンといいまして、同じような機能で、数千円であるものがありますので、そういったことの導入を各個人で考えていただければと思っております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

ほかにありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 その他のその他、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、閉会の挨拶を副議長、お願いします。

○鷹野副議長 大変長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、今年度、令和7年第1回議員全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

議長